

平成 21 年第 3 回にかほ市議会定例会会議録（第 1 号）

1、平成 21 年 4 月 24 日第 3 回にかほ市議会定例会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の出席議員（ 23 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	23 番	山 田 明
24 番	竹 内 睦 夫		

1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

22 番	佐々木 正 己
------	---------

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	佐藤文一	局長補佐	佐藤正之
庶務係長	佐々木孝人		

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山忠長	副市長	横山昭
教育長	三浦博	企業管理者	佐々木勝利
総務部長	佐藤好文	市民部長	齋藤隆一
健康福祉部長	木内利雄	産業部長	伊藤賢二
建設部長	佐々木秀明	教育次長	佐々木義明
ガス水道局長	阿部誠一	消防長	中津博行
会計管理者	大場久	総務部総務課長	森鉄也
財政課長	佐藤家一	税務課長	齋藤利秀
生活環境課長	石垣茂	農林水産課長	金子勇一郎
商工課長	森孝良	建設課長	佐々木正憲
都市整備課長	佐藤正	白瀬記念館長	北村正
ガス水道局管理課長	佐藤勉		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成21年4月24日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 平成20年度にかほ市ガス事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第4 報告第2号 平成20年度にかほ市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第5 議案第48号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）
- 第6 議案第49号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）
- 第7 議案第50号 平成20年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）
- 第8 議案第51号 平成20年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）
- 第9 議案第52号 平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）について
- 第10 議案第53号 平成21年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第11 議員派遣の件

第12 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は23人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

ただいまから平成21年第3回にかほ市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第79条の規定によって、7番佐々木正明議員、8番小川正文議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。佐々木正明議会運営委員長。

【議会運営委員長（7番佐々木正明君）登壇】

●議会運営委員長（佐々木正明君） おはようございます。

4月20日10時より議会運営委員会を開催し、今回の臨時会の会期は本日1日間とすることに決しておりますので、よろしく願いいたします。

●議長（竹内睦夫君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日間と決定することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、報告第1号平成20年度にかほ市ガス事業会計予算繰越計算書の報告について及び日程第4、報告第2号平成20年度にかほ市水道事業会計予算繰越計算書の報告についての2件、日程第5、議案第48号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）から、日程第10、議案第53号平成21年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの6件、計8件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。議員の皆さんには、臨時会への御参集ありがとうございます。

それでは、提出しております議案の要旨について御説明をいたします。

報告第1号平成20年度にかほ市ガス事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

平成21年3月定例議会で議決をいただきました公共下水道事業の工期変更に伴う繰越にあわせて、同時にガス管入れかえ工事などを実施するため、ガス事業会計予算の繰り越しを行ったものであり、繰越計算書のとおり報告するものであります。

報告第2号平成20年度にかほ市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

ガス事業会計と同様に、公共下水道事業の工期変更に伴う繰り越しにあわせて、同時に水道管入れかえ工事などを実施するため、水道事業会計予算の繰り越しを行ったものであり、繰越計算書のとおり報告するものであります。

議案第48号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布されたことに伴い、にかほ市税条例の一部を改正する必要がある、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

議案第49号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）でございます。

秋田県教育委員会の校長をにかほ市教育委員会の職員として任用したことに伴い、にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正し、新たに給料表を追加する必要がある、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

議案第50号平成20年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）でございます。

平成21年3月31日付けで専決処分した平成20年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について承認を求めるものであり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,310万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億9,194万円と定めるものであります。

歳入では、地方交付税の特別交付金など各種交付金の確定による増額、国庫支出金における生活保護費負担金の平成20年度交付率の変更による減額、まちづくり交付金事業精算に伴う市債の減額を行うものであります。

歳出では、生活保護費における国庫負担金の歳入減に伴う財源振替と、まちづくり交付金事業の精算に伴う公有財産購入費990万円の減額を行うものであり、歳入歳出の調整については、財政調整基金繰入金8,078万8,000円の減額と、同基金へ1億300万3,000円の積立金の増額を行うものであります。

議案第 51 号平成 20 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 3 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 4 号）でございます。

資本的収入について、既定予定額から 1 億 3,450 万円を減額し、資本的収入の総額を 2 億 3,878 万 7,000 円と定めるものであります。

主な補正内容は、平成 20 年度当初予算で償還金免除繰上償還のための借換債を予定しておりましたが、内部留保資金で繰上償還したため減額となったものであります。

議案第 52 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 2,533 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 143 億 6,133 万 2,000 円と定めるものでございます。

補正の主な理由は、国の平成 20 年度第二次補正予算などの成立を受けて創設された、秋田県緊急雇用創出臨時対策基金事業並びに市単独の緊急雇用対策による雇用機会創出のための関連予算を計上するものであります。

議案第 53 号平成 21 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

平成 21 年 3 月定例議会で議決をいただきました企業管理者の給与、手当の減額分 51 万 1,000 円を緊急雇用対策として充当するため、収益的支出について水道事業費用の組み替えを行うものであります。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき、承認並びに可決くださるようお願いをいたします。

●議長（竹内睦夫君） これから担当部長の補足説明を行います。

報告第 1 号及び報告第 2 号について、ガス水道局長。

●ガス水道局長（阿部誠一君） それでは、報告第 1 号平成 20 年度にかほ市ガス事業会計予算繰越計算書の報告について補足説明いたします。

議案綴りの 2 ページをお願いします。

本件は、20 年度に契約をしました公共下水道事業に伴うガス管入れかえ工事、設計業務委託及び平沢字田楽森ほか地内、象潟町字狐森地内ほかガス管入れかえ工事 7 件分 4,527 万 4,000 円につきまして、3 月定例議会で上程済みの公共下水道事業の工期変更による繰り越しにあわせて、ガス事業会計においても 20 年度では支払い義務が生じないため予算繰り越しを行うものでございます。

なお、地方公営企業法第 26 条第 1 項により、建設改良費に限り翌年度に繰り越して使用することができる。また、3 項により、その場合、企業管理者は繰越計算書をもって市長へ報告するものとし、それを受けて議会に報告しなければならないとあることから、今回、計算書を報告するものでございます。

続きまして、報告第 2 号平成 20 年度にかほ市水道事業会計予算繰越計算書の報告について補足説明いたします。

4 ページをお願いします。

報告第 1 号で説明いたしましたガス事業会計のガス管入れかえ工事と同様、水道管の入れかえ工事も一体感に施工することから、水道管入れかえ工事設計業務委託及び水道管入れかえ工事 7 件分

6,593万3,000円につきましても、公共下水道事業の工期変更による繰り越しにあわせて、水道事業会計においても予算繰り越しを行うものでございます。以上で補足説明を終わります。

●議長（竹内睦夫君） 次に、議案第48号及び議案第49号についての説明を総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 議案第48号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）について御説明いたします。

配付しております資料を御覧ください。

個人住民税関係の一つ目は、ことしの10月から始まる個人住民税の年金からの特別徴収において、あくまでも年金に係る税額のみを特別徴収することに改正されたものでございます。

二つ目は、住民税の寄附金控除額の上限をこれまでの算定所得に分離課税分を加え、限度額を増額するための措置を講じております。にかほ市においては該当者はございません。

三つ目は、優良宅地の造成に係る長期譲渡の課税の特例を5年延長し、平成26年までとしたことで、その影響人数は6名、金額として約26万円が軽減されると試算しております。

四つ目は、上場株式の配当及び譲渡益の課税について軽減税率の延長を1年延長し——適用を1年延長し、平成23年12月末までとしたことで、影響人数は21名、金額として約21万円の軽減と試算しております。なお、にかほ市における影響については、平成20年度分の申告内容に基づいて試算したものでございます。

次に、固定資産税関係の一つ目は、固定資産税の非課税対象に2項目が追加されました。

二つ目は、土地の負担調整について、その措置を平成20年度から23年度までに延長されたものでございます。

三つ目は、認定長期優良住宅の軽減の申請について関係条文を追加したものでございます。

以上が今回専決しました税条例の改正内容となっております。

地方税法の一部を改正する法律にあわせて4月1日からの施行であります。固定資産税関係の三つ目の認定長期優良住宅の軽減については6月4日からの適用でございます。

なお、関係条文等の詳細については配付しております資料を参考にしてください。

次に、議案第49号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）について御説明いたします。

この条例改正は、割愛により、にかほ市教育委員会に採用された職員に対する給料表を追加したものでございます。

「割愛」とは、公務員あるいは教員が市町村等の要望により一定の手続によって市町村等に身分を移すことであり、今回は秋田県教育委員会の教諭、校長をにかほ市教育委員会の職員に任用したものでございます。

今までの一般行政職及び消防職の給料表を一般行政職（1）及び消防職の給料表とし、新たに追加した給料表を一般行政職（2）とするものでございます。

今回追加した給料表は、県の教育給料表（1）をもとにして定めております。この表の1級は上教諭、養護教諭、講師の職務。2級は教諭、養護教諭、栄養教諭の職務。3級は教頭の職務。4級は校長の職務に適用し、今回の割愛による職員は、この表の4級、校長の職務が適用されております。

このことにより、割愛された職員の給料は教員時の給料が保証されるとともに、秋田県教育委員会に戻られた場合は、給料の格付や昇格についても支障なくスムーズに行うことができることとなります。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 50 号の歳入及び歳出について、それぞれの説明で総務部に関する説明を総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 議案第 50 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 3 号）の総務部関係について御説明いたします。

5 ページをお開きください。第 2 表地方債の補正については、まちづくり交付金事業の減額に伴う補正でございます。

8 ページをお開きください。歳入の 1 款 6 項 1 目入湯税については、既定予算を下回る見通しとなったため減額補正するものでございます。

2 款自動車重量譲与税から 10 ページの 11 款交通安全対策特別交付金については、いずれも国及び県から交付される額の確定による補正であります。主なものとして、9 ページの 6 款地方消費税交付金 1,585 万円の減額は、景気低迷による影響と考えられます。

10 ページの 10 款地方交付税の特別交付税 2 億 1,223 万 2,000 円の増額補正の要因としては、算定基準となる措置項目の交付試算額について大きな増減がないことから、全国的に大災害が少なかったことや合併市町村において交付される包括的な特別交付税措置についても年々少なくなってきたことにより、交付試算額において前年度より大きく下回る市町村に対して交付調整による増額されたものと推察しております。いずれにいたしましても、年度途中において増額要因である特殊な事情が発生したものではありません。

11 ページをお開きください。18 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金については、歳入歳出の調整により減額補正するものであります。

12 ページをお開きください。歳出の 2 款 1 項 2 目 25 節の財政調整基金積立金については、特別交付税の増額などに伴い 1 億 300 万 3,000 円を増額補正するものであります。これにより、平成 20 年度末の基金残高は 11 億 9,193 万 1,000 円となる見込みでございます。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 次に、健康福祉部に関する説明を健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） 健康福祉部関係の予算について補足説明させていただきます。

初めに歳入でございます。

10 ページを御覧ください。一番下の 14 款 1 項 1 目 10 節の生活保護費負担金 763 万 6,000 円の減額でございます。生活保護費の国庫負担は 4 分の 3 でございますが、3 月補正後に国から所要額の 100%が交付決定にならない旨の通知がございました。所要額よりも 763 万 6,000 円少ない、全体で 2 億 95 万 6,000 円の交付決定を受けたものでございます。このため、専決によりまして減額補正をしたものでございます。なお、差額につきましては、今後 6 月に提出いたします実績報告に基づき精算されることになってございます。

次に、歳出でございます。

12 ページを御覧ください。3 款 3 項 2 目扶助費については、歳入で申し上げました生活保護費の

国庫負担の減額に伴い、一般財源と財源振替をするものでございます。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 次に、建設部に関する説明を建設部長。

●建設部長（佐々木秀明君） それでは、続いて建設部関係の補足説明をいたします。

最後のほうの8款4項2目まちづくり交付金事業の17節公有財産購入費990万円の減額については、勢至公園周辺整備事業として国道7号バイパスと市道下竹島潟三嶽前線に囲まれた三角の土地を多目的自由広場公園等として活用する予定で、昨年12月定例会において予算化していただいたものでございます。面積は住宅地等を除く7,160平米で、地権者は10名、地目はほとんどが田んぼであることから、近くで用地買収を進めておりました同じ事業での道路改良、金浦中飛線と同額の価格で用地の協力を地権者をお願いしてまいりましたが、しかし、この地域は登記簿上の地目は田んぼということであったんですけれども、現状は盛土などを行って準宅地化の状態になっているところが多々あり、これまでの慣例による田んぼの価格での用地買収をしていた金浦中飛線と同じ価格ではどうしても地権者の協力がいただけないということで、急きょ専門家というんですかね、不動産鑑定士の方にその鑑定をお願いすることになり、結果的に工期内の平成20年度内での用地買収は難しいということで、今回専決処分に至ったものでございます。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 次に、議案第51号についての説明をガス水道局長。

●ガス水道局長（阿部誠一君） 議案第51号平成20年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）につきましては、補足説明はございません。

●議長（竹内睦夫君） 次に、議案第52号の歳入及び歳出について、それぞれの関係する部長のほうから補足説明を行います。

初めに、総務部に関する説明を総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 議案第52号平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）については、国の第二次補正関連施策を受けての秋田県緊急雇用創出臨時対策基金事業の活用による緊急雇用及び市単独雇用対策にかかわる補正予算でございます。

にかほ市では、緊急雇用対策として今年2月から50名の離職者等を対象とした臨時雇用を行うとともに、平成21年度にも引き続き予算措置してきたところでございます。かねてから県の雇用対策基金事業に申請しておりました各種臨時雇用事業について、交付の内示を受けたことから補正を行うものでございます。

雇用の内容については、25事業のうち、新たに16事業について50名の臨時雇用を行うものであります。

雇用時期、雇用期間については各事業によって異なりますが、2ヵ月から11ヵ月の雇用となります。ただし、同一人の雇用期間は原則6ヵ月であることから、今年度の雇用延べ人数は約200人となる見込みであります。

また、配付しております資料のうちナンバー①、⑥、⑬、⑳の4業務については、市長等の特別職給料の10%削減と管理職手当の10%削減を財源とした市単独事業であります。5名の方を雇用する予定としております。管理職手当の10%削減の補正は、4月1日付の人事異動に伴う人件費の組み替え予算とあわせて、今後、補正予算で措置することとしております。

なお、今回の募集要綱については、同じく配付しております資料のとおり、5月1日号の広報において周知いたしますので参考にしてください。

それぞれの業務内容等については各所管の部長等が説明いたしますので、私からは総務部関係について御説明いたします。

7ページをお開きください。18款2項1目財政調整基金繰入金については、歳入歳出の調整によるものです。これにより、平成21年度末の基金残高は約8億9,000万円となる見込みでございます。

8ページをお開きください。2款1項1目一般管理費の2節給料、3節職員手当等については、市長等の給料支給額特例に関する条例制定に伴う削減であります。4節共済費は、今回補正計上いたしました臨時職員全員の社会保険料であります。7節の賃金については、資料のナンバー2、公共交通体系整備計画策定事業としてバス利用動向調査やバス利用アンケート調査などを行うもので、2ヵ月間において15人を雇用するものであります。4目財産管理費の7節賃金については、ナンバー3、公共資産台帳に伴う現地確認調査事業で、土地の現況調査を実施するため5人を2ヵ月間、ナンバー4、市有地草刈り事業として未利用地や駐車場などの草刈りや除草作業で2人を6ヵ月間雇用するものであります。8目運転管理費の7節賃金は、ナンバー25、シャトル便運行事業の内示額との不足額を補正するものでございます。10目広報費の7節賃金は、ナンバー5、広報用写真フィルムデータベース化事業で写真フィルムのデジタル化等に要する業務として2人を6ヵ月間雇用するものです。14節の事務機器リース等は、パソコンとスキャナのリース料であります。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 次に、議会費に関する説明を議会事務局長。

●議会事務局長（佐藤文一君） それでは、私のほうから同じく8ページになります。一番上でございます。議会費127万1,000円の補正をお願いしてございます。これは4月1日から、うちの事務局職員1人減となっております。このため臨時職員を1人採用したいということからの賃金でございます。ことしの5月から来年の3月いっぱいまでというふうにしてございます。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 次に、市民部に関する説明を市民部長。

●市民部長（齋藤隆一君） 市民部関係の補足説明をいたします。

8ページです。一番下になります。3款4項1目国民年金事務費の臨時雇用賃金は、2月から緊急雇用対策として実施をしております国民年金の事務補助員の雇用を継続して実施するためのものがございます。資料のナンバー⑥の事業になります。賃金は日額5,750円で1名、10ヵ月分の予算措置をお願いするものでございます。4月、5月分の2ヵ月分については、国保特会（国民健康保険特別会計）から支出をいたします。

次に、9ページを御覧ください。一番上になります。4款2項1目清掃総務費の臨時雇用賃金につきましても、現在、緊急雇用対策として実施をしております海岸の清掃作業や不法投棄物の撤去作業などを8月以降も継続して実施するためのものがございます。資料のナンバー7の事業になります。賃金は日額7,200円で15名、8ヵ月分の予算措置をお願いするものでございます。消耗品費はごみ袋の購入代、燃料はリース車両のガソリン代、手数料は収入したごみを処理してもらうための

処理手数料、自動車や重機の借り上げ料につきましては運搬車やバックホーなどの借り上げ料、公用車リース料は臨時作業員の移動用車両のリース料でございます。いずれも作業に伴いまして必要となりますことから、予算措置をお願いするものでございます。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 次に、産業部に関する説明を産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 産業部関係の補足説明をします。

歳入については、7ページをお開きください。15款2項8目商工費県補助金2節商工費補助金の1行目、ふるさと雇用再生臨時対策基金事業費補助金261万円につきましては、国のふるさと雇用再生特別交付金に基づき県が基金を造成し、秋田県ふるさと雇用再生臨時対策基金としてこの基金を活用するものであります。現下の厳しい雇用失業情勢にかんがみ、市町村がその実情に応じて、その創意工夫に基づき地域の雇用再生のために地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業の経費に充てるため、交付されるものであります。

次の緊急雇用創出臨時対策基金事業補助金は、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づき県が基金を造成し、秋田県緊急雇用創出臨時対策基金としてこの基金を活用するものであります。同じく現下の厳しい雇用失業情勢にかんがみ、市町村がその実情に応じて、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期間の雇用、就業機会を創出することを目的として行う事業の経費に充てるため、交付されるものであります。事業主体は都道府県並びに市町村で、県における3ヵ年の金額総額は22億2,000万円で、100%助成であります。当市における補助金は21件で、1億5,326万1,000円であります。

次に、歳出について補足説明をします。

予算書9ページをお開きください。下のほうになります。6款1項1目農業委員会費7節臨時雇用賃金540万8,000円については、お配りしております資料1を御参照いただきましてその8番に記載しておりますが、作業内容は農地現況調査で、農家台帳登録農地の利用状況調査と農家台帳整備を行い円滑な事業推進を図ることとしております。この調査では畑を対象としております。13節委託料では畑地台帳システム整備業務委託料で、台帳整備のためのシステム整備の委託料であります。14節の使用料及び賃借料の公用車リース料は、現地調査のためのリース料であります。次の3目農業振興費7節賃金は、臨時雇用賃金として324万5,000円で、資料の番号では9番であります。事業は農作業受託支援事業で、複合作物の産地拡大、品質向上のための作業補助と就農促進や転作確認及びへり防除等、作業補助であります。4目生産調整推進対策費7節臨時雇用賃金180万3,000円は、資料の10番になります水田台帳整備作業業務で、水田台帳システムに登録されている農地情報の整地化及び現地作業や台帳整備作業であります。

10ページをお開きください。6款2項3目一般造林事業費7節賃金の臨時雇用賃金は、2,104万9,000円あります。資料では11番であります。市有林維持管理業務で市分収林枝打ち等の作業であります。11節需用費、12節役務費、14節使用料及び賃借料につきましては、作業のための公用車リース等、関連した予算であります。

7款1項2目商工振興費7節臨時雇用賃金145万5,000円は、資料にあります12番の項目であります。対策本部事務補助として雇用調整対象者の新たな雇用環境の確保や、市内中小事業所の経営

基盤安定確保を図るものであります。13 節委託料の 84 万円は、緊急雇用対策等パソコン講習業務委託料であります。早期就職支援を目的とし、離職者を対象としたパソコン講習及び就農支援業務を実施するものであります。1 回の講習は 25 日間とし、1 回 15 人の都合 2 回の開催予定であります。

その下の 7 款 2 項 2 目観光施設費 7 節臨時雇用賃金 84 万 9,000 円は、市単独事業であります、観光課に一般事務補助として配置するものであります。

7 款 3 項 2 目の公園管理費では 7 節臨時雇用賃金として 216 万 3,000 円ですが、資料の 14 番であります。公園等管理整備事業として市内公園等の維持管理及び整理・清掃等を予定しております。以上で産業部関係の補足説明を終わります。

●議長（竹内睦夫君） 次に、建設部に関する説明を建設部長。

●建設部長（佐々木秀明君） 続いて、建設部関係の補足説明をいたします。

次の款ですけれども 8 款 2 項 2 目道路橋梁維持費、補正額が 2,461 万 8,000 円となっております。7 節賃金、需用費、使用料、賃借料とありますけれども、これは資料のナンバー 15 の事業の内容のおり今回雇用するという事なんですけれども、賃金についてはこれも内訳に書いてあるとおりのもので、15 名の従事者の見込みのものでございます。あと消耗品ですけれども、これは作業に使用する刈り払い機等の消耗品代、また、14 の使用料及び賃借料については、ダンプ等のリースの関係での料金、重機借り上げ料ということで計上させていただいております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 次に、消防本部に関する説明を消防長。

●消防長（中津博行君） 消防関係のほう、補足説明いたします。

11 ページになります。9 款 1 項 1 目常備消防費 90 万 2,000 円の補正ですが、これは臨時雇用分として 1 名、6 ヶ月分の雇用賃金であります。資料の 1 の 16 番に内容が載っております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 次に、教育委員会に関する説明を教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） 11 ページをお開きください。10 款教育費 1 項教育総務費については省略いたします。

次のページをお開きください。3 項中学校費 1 目学校管理費についてであります、仁賀保中学校と金浦中学校図書館の資料整理を行ってもらうためのものであります。次に 4 項社会教育費、仁賀保勤労青少年ホーム管理費は、図書室蔵書整理作業のためのものであります。白瀬南極探検隊記念館管理費の補正は、記念館業務全般を補助していただくための賃金です。文化財保護管理費については、文化財資料整理と立沢遺跡出土品を整理していただくためのものであります。郷土資料館管理費は、資料館の受け付け業務などの賃金です。歴史の里づくり事業費は、下刈り、建物や道路の改修、看板の清掃など文化財施設を整備するためのもので、文化財保護管理費、郷土資料館管理費と同じく当初予算に追加してこれらの業務を行うものであります。

次に保健体育総務費の補正は、TDK 秋田総合スポーツセンターサッカー場を殺菌剤、殺虫剤、除草剤、肥料などの散布、芝刈り、エアレーション、目土などの天然芝の維持管理業務、5 月、6 月分を委託するものであります。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 53 号についての説明をガス水道局長。

●ガス水道局長（阿部誠一君） それでは、議案第 53 号平成 21 年度にかほ市水道事業会計補正予

算（第1号）について補足説明いたします。

2ページをお願いします。1款水道事業費用1項営業費用5目の51万1,000円の減額につきましては、企業管理者の給料、手当の10%減額分でございます。この減額分を緊急雇用対策に充当するため、4目業務費に新たな節として賃金を設けております。用途につきましては、4月15日発行の広報でガス水道メーター検針員5名を募集しておりますが、今回は離職者を採用し、2ヵ月間の研修期間及び検針員賃金の一部に充当することとしております。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） これで、それぞれの議案に対する提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑に当たっては、自己の思いや意見を入れないように注意してください。

なお、発言は自席で行ってください。

初めに、報告第1号平成20年度にかほ市ガス事業会計予算繰越計算書の報告についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。4番池田好隆議員。

●4番（池田好隆君） 公営企業の予算繰り越しについてちょっと素朴な疑問がわきましたので質問をいたします。2点質問したいと思います。

最初の1点は、公共下水道の特別会計、これでは2月26日に議会へ提出されて議決というふうな形をとっております。一方、公営企業では、公営企業法の法律に基づいて管理者が長に報告をすると、それに基づいて次の議会に報告すると、こういうふうになっていますが、これまあ公営企業としての特色だと思いますけれども、片一方は議会の議決、片一方については報告というふうな取り扱いの違いがあるわけですが、その辺の根拠といいますか、考え方といいますか、考え方の基本みたいなものをお伺いしたいなとこう思います。

それから二つ目は、この予算繰り越しなんですけど、翌年度に繰り越しして使用できると、こういうふうな規定なわけですが、これの期間的なもの、あまり制約ないのかなという感じもするんですが、できるだけ早く執行するような考え方なのか、あるいは年度、ゆっくり年度内であればいつでもいいんだよというぐらいの考え方なのか、その期限的なものをお伺いしたいなとこう思います。以上2点、お願いします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

●ガス水道局長（阿部誠一君） お答えいたします。

一つ目の違いの根拠であります。公営企業法第26条1項の規定は建設改良費の繰り越しに限定されているものでございまして、今回のように公共下水道関連工事として同時施工で行われますと、その年度内に完成することができない場合が考えられるため、事業の実施を円滑にするため、建設改良費繰り越しの制度が設けられているものでございます。この制度は、一般会計における繰越明許の制度にかわるものでありますので、法第26条第1項の規定により、管理者の決定で処理しております。

公共下水道との違いでありますけど、今回の7件につきましては当初契約の工期が仁賀保地区の3つの工区は平成21年3月5日、象潟地区の4つの工区が平成21年3月6日となっております、2月の

時点ではそれぞれの工事はまだ確定しておらない状況でありました。3月定例会において公共下水道工事が繰り越しを決定しておりますので、公営企業としても年度内で工期の変更を行い、翌年度に工事の確定に伴う変更契約を実施することとしております。法第26条1項の規定に基づく予算繰り越しの決定は当該年度末において管理者が行うものであるとともに、同条第3項の規定により、管理者は繰越額の使用に関する計画について繰越計算書により市長に報告し、市長が次の議会においてその旨を議会に報告するというので、本日の臨時議会となったものでございます。

二つ目の管理者による市への報告期限についての制約でございますが、地方公営企業法施行令第19条に、法第26条3項の規定により管理者が地方公共団体の長に対してすべき報告は、総務省令で定める様式により繰越計算書をもって翌事業年度の5月31日までにしなければならないと定められております。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 4番議員、よろしいですか。

【4番（池田好隆君）「はい」と呼ぶ】

●議長（竹内睦夫君） ほかに報告第1号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで報告第1号の質疑を終わります。

次に、報告第2号平成20年度にかほ市水道事業会計予算繰越計算書の報告についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで報告第2号の質疑を終わります。

次に、議案第48号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）の質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 資料による説明でほとんどわかりましたけれども、最初にこの資料についての言葉の説明をお願いしたいと思います。というのは、個人住民税関係の中の③優良住宅地の造成という、この優良住宅地の規定といえいいんですか、それと、同じようなんですが固定資産税関係の③にも認定長期優良住宅というのがありますので、この「優良」という中身について最初にお尋ねします。

それからメリット、デメリット、丸の——個人住民税の③、④では説明されておりますし、②では該当者ゼロということですが、固定資産税関係等でメリットがどのようにあるかというようなことについて、あるいはデメリットがあるとしたらそのことについても説明をしてもらいたいというふうに思います。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 今回の条例改正による、最初にメリット、デメリットについて初めにお答えします。

条例改正の内容のとおり納税者にとって有意な改正であり、デメリットはございません。固定資産税の具体的な内容ですけれども、いずれも固定資産税については今後発生するものでございませ

て、その内容、どの程度のメリットが生まれてくるかというものは現段階では把握しておりません。いずれも今後発生するものと考えられる事項でございます。

あと、優良住宅等の用語の意味については課長の方からお願いします。

●議長（竹内睦夫君） 総務課長。

●総務部総務課長（森鉄也君） 優良住宅地については今ちょっと資料はありませんけれども、長期優良住宅、これの関係については、長期にわたり利用できる質の高い住宅の建設を促進するため建築された優良住宅、これは仮称でございます。耐久性、安全性等の住宅性能が一定の基準を満たすものとして、行政長の認定を受けて建設される住宅、こういうふうになっております。

●議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） 今の説明についてですが、耐久、それから安全性と一定の認定を受けたものというふうになっていますが、これは現在建築されているものは地震等の対策等含めてほとんど該当するというふうに、通常の場合で建てても該当するというふうに受けとめていいのかどうか。あるいは特に現在建築、あるいは建築中のものについて、さらに一定の建築の強度等の条件を付さなければいけないのか。その点もしわかりましたらお願いします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、税務課長。

●税務課長（齋藤利秀君） 今、ここに資料を持ってきておりませんが、今現在建てております住宅とはまた一部指定されるといいますか、条件が付属される住宅と考えております。

【12 番（村上次郎君）「御説明いいです」と呼ぶ】

●議長（竹内睦夫君） ほかに議案第 48 号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 48 号に対する質疑を終わります。

所用のため 11 時 10 分まで休憩します。

午前 11 時 01 分 休 憩

午前 11 時 12 分 再 開

●議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き質疑を再開します。

次に、議案第 49 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分報告及びその承認について（専決第 2 号）の質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。初めに、12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） この項については、説明で何で改定するのかということはわかりましたし、施行についても説明がありましたのでわかりましたが、ちょっと関連して、給料表を変えなければいけないというのは市職員と県職員の賃金の違いによるということだわけですが、県職員が現在のところ学校教育課長に就任するというのであれば、その分、市職員を採用するよりは若干上乗せをしなければいけないと、こういう状況だわけです。それで、その差額、あるいは県職員並みの待

遇をしてもらいたいということで何からの県からの補助があるのかどうか、あるいは市単独なのかということについてお尋ねします。もし仮に市職員が同じ職につけば現在の市職員の給料表そのまままでいくということになると思うので、その点の扱いについてお尋ねします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） ただいまのご質問にお答えします。

割愛により県職——県の教諭を採用するわけですので、その場合はすべて市の方で負担しなければならないということによって一般職との差額が生じるわけですが、それについては市の負担ということになります。

●議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） 県のほうから市の職員として採用してほしいという要請があって、そして市が受け入れるという合意があったと思うので、もしこれが今後、県の派遣はせつかくですがお断りしますと、市単独でいきますというふうにすることができるわけですよ。その点、そういう可能性があるのかどうかということについてお尋ねします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

●教育長（三浦博君） 村上議員さんがおっしゃったような方法もとれないことはないと思いますが、今後、由利出張所の存続がどうなるか。由利出張所もいずれ廃止になるという方向で今進んでおりまして、指導主事を確保するのが大変難しい状況になってくるという環境も考えられます。それで教育委員会としては今後引き続き、今、学校教育課長と指導主事 2 名を割愛でいただいているわけですが、その方向性は今のところ変えないで、引き続きその状況でお願いしていくという考え方をしております。

●議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） ちょっと意見めいたことになっていきそうなので、がまんして。

由利出張所の廃止というのは県の方針だわけですから、それをカバーするために市が責任を持っていかなければならないというのはまず筋違いで、市として指導主事 1 名と学校関係の職員が欲しいということであれば、それはそれでいいと思うんです。出張所廃止によるその後の市職員への引き受け、割愛が出てくる可能性は今後あるのかどうか、その点についてお尋ねします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

●教育長（三浦博君） 合併前からの教育委員会の考え方、旧 3 町の教育委員会の考え方、それから合併してからの現在の教育委員会の考え方としては、県の動向というよりも市として今の状況で指導主事並びに学校教育課長を確保していくことが必要だということをお願いしてきました、今後もそういう考え方でいきたいと考えております。

●議長（竹内睦夫君） 次に、16 番竹内賢議員。

●16 番（竹内賢君） 説明と、それから今の村上議員の質問でおおよそわかったんですけども、ただ今回の給与表の改正については、いずれわざわざ条例、条例というか給与表を改正しなければならない、そういういわゆる人事異動なわけですね。それで校長級という、何というか今回の場合の県からの求められ、あるいは市からの求めたと、そういういきさつについてももう少しその辺伺い

たいと思います。

それから、当初予算では定数については、定員については320人と。そして改めて今回の補正予算で321名と。この関係について、例えば当初予算をつくる際にはこの人事については全然予想ができなかったのか。その辺についてもし考えて——考えというかわかるようでしたら伺いたと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

●教育長（三浦博君） 一番最後の御質問ですが、今回の人事は、にかほ市教育委員会として県のほうにお願いして現在の形にさせていただいたということです。それで学校教育課長を採用するに当たっては、校長職に当たる人材をあてていただきたいという要望は県のほうからいただいております。過去も現在も。そういうことで、市内の小中学校の校長の中から適当——適当といいますか適切な人材を今回お願いしたということでございます。

それから前の質問でございますけれども、今、23年度から学級指導要領もかわりますけれども、やはり地域の特色ある教育活動というものが求められております。それと同時に県と市町村の連携、そういったものも求められているというその環境の中で、どのようにしてそういうものを深めていくかという観点に立ったときに、やはり現場の先生を行政のほうに取り入れて現場と教育行政の連携も図りながら、より質の高い教育を目指すためにこのような人事配置をした——していくほうがよりよいのではないかという考え方で今のような形にしているものでございます。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 1名の違いについては特別会計と一般会計の人数の関係での違いで、今の学校教育課長が割愛で採用されたということとは関係はございません。

●議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

●16番（竹内賢君） いずれ今の教育長の話の中で、にかほ市内のいわゆるにかほ市としての教育に対する一つのやっぱり何というか、あり方ということ、求め方という面からいって、こういう何ていうか、ふうな人事異動になったということで、そういうことで、これからもそうするとこういう形に、さっきの村上議員のあれと関係あるわけですけども、こういう形で現場とそれから行政とそういうふうにして連携を保って、そして質的に高めていくと、そういう受けとめ方、そういうふうにして持っていきたいということではないですか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

●教育長（三浦博君） はい、そのように考えております。

●議長（竹内睦夫君） 議案第49号に対する質疑、ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第49号の質疑を終わります。

次に、議案第50号平成20年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）の質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。4番池田好隆議員。

●4番（池田好隆君） この補正予算（第10号）の専決ですが、まちづくり交付金事業、12ページ

ですが、公有財産購入費 990 万円の減額処分でございます。内容については部長から説明ありましたので理解しますが、この補正予算については 3 月定例会で 2 月 26 日と、さらには 3 月 5 日のこの 2 回、補正予算の提出があるわけですが、この段階で把握すべきでなかったのかなという感じがするんですが、どうして専決処分というふうな形をとったのかなというふうなことです。あまり安易に専決処分に頼ったというふうな感じがしないのかなというふうなことで質問いたします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

●建設部長（佐々木秀明君） 2 月 26 日と 3 月 5 日の補正の予算の提出がありましたけれども、補足説明の中でもお話ししましたけれども、急ぎよ、この鑑定士のほうに依頼しなきゃならないというようなちょっと事態になりまして、ちょっとうちのほうでも甘い部分というのがあったのかもしれませんけれども、その 3 月 5 日の日までちょっといとまがなかったということで御理解いただきたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 議案第 50 号に対する質疑、ほかにございませんか。16 番竹内賢議員。

●16 番（竹内賢君） さっきの説明の中でですね、いわゆる田んぼであると。ところが現状認識ということで盛り土とかそういうものがされていて、宅地的に何ていうか認められるということじゃなくて、そういうふうな状態にあるのでという話がされていますけれども、この予算をつくった際にですね、きちんとそういうことを、現状把握というのは本当にしていなかったんでしょうか。そういういわゆる書類だけで、あるいは台帳だけで田んぼですよと、そういう見方での予算計上というのは私は、でないと思うんです、思うというかね。その辺ですね、現状認識をどういう見方をしして予算をしたのか、予算計上したのか。その辺、あるいは盛り土はその後にやったということはないと思うんですが、その辺についてどうなんですか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

●建設部長（佐々木秀明君） 当然、現場は見させてもらってますけれども、現況が田んぼ、あるいは畑、あるいは準宅地までいくのかどうかかわからないですけれども、そういう若干の盛り土はしているということは把握はしておりました。一応、ただ地目上、そういうふうには田んぼということだったものですから、昔からといいますか、慣習ですとこう単価がある程度、田んぼの場合は決まっているというような話も伺っていたものですから、同じような感覚、同じ事業ということもあつたものですから、同じ単価ということで予算計上はさせていただいたものでございます。

●議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

●16 番（竹内賢君） 今回の場合は多目的広場という形でのいわゆる用地買収、用地買収のあれだと。隣とかそういうことで、例えば道路とかそういうことでのいわゆる買収とか、そういうものも、それを何ていうか見ながら、そしてこっちも同じようにと、そういう説明であつたと思うんですけれども、そうするとこっちのほうでは道路とかそういうもののほうのいわゆる買収とかそういうことでは今のような問題は発生しなかったんですか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

●建設部長（佐々木秀明君） 特別な問題とかはなく、最初のほうは道路サイドのほうの事業ということで本当にスムーズに事が進んだというんですか、進んだんですけれども、こちらのほうだけ

ちょっと盛り土がされてるというようなことで、ちょっと協力は簡単に得られなかったというところでございます。

●議長（竹内睦夫君） 竹内賢議員に申し上げますけれども、通告外の質疑でもう再質問までやっておりますので、そこいら辺でひとつ、もし不足であれば後ほど担当部長の方からお聞きするようにはしていただきたいと思います。

議案第 50 号に対する質疑、ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 50 号の質疑を終わります。

次に、議案第 51 号平成 20 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 3 号）の専決処分報告及びその承認について（専決第 4 号）の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 51 号の質疑を終わります。

次に、議案第 52 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 1 号）についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。初めに、15 番榊原均議員。

●15 番（榊原均君） ただいま議案説明でいろいろ担当部長のほうから説明ありましたので理解できた部分もありますので、その辺は割愛させて質問をしたいと思いますのでお願いいたします。

まず最初に歳入なんですけれども、商工費県補助金なんですけれども、この緊急雇用創出の 1 億 5,326 万 1,000 円、これはいろいろ市のほうからも要望があったのかどうか、今の説明だと国うんぬんということなんで、その辺のところは理解いたしましたけれども、これ全県に対しての交付金なのか。それからこの 1 億五千うんぬんのかほ市に交付されました基準ですね、どうやったらこの金額が出てきたのかという部分の算定基準なんですけれども、それをちょっとお伺いしたいと思います。

それからこの交付金の目的、使用目的については、雇用以外は執行できないのかどうか。その辺のところも確認の意味でお答えいただきたいと、そう思います。

それかれ 2 点目なんですけれども、今回の補正で雇用対策で大変厳しいまだ状況なんですけれども、約 9,000 万円近い賃金が計上されておりますけれども、人数はわかりました。雇用期間がですね、大変ばらつきがあるんですけれども、その期限が切れた場合はもう御苦労さんということなのか、改めてその辺のところ考えていく考えがあるのかどうか、その辺のところをまずお聞かせをいただきたいと思います。

それから次の 3 点目なんですけれども、今回の補正にはですね、賃金が主で、その再就職に向けての支援対策の項目がないようなんですけれども、今後、市としてその辺のところをどのような形で取り組んでいかれるのか、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） それでは榊原議員の御質問にお答えします。

初めに、今回の県補助金の市からの要望かどうかということであります。

今回の補助金につきましては、歳入において説明しましたように国において全国の地方自治体が

実施する雇用状況改善のための緊急対策を支援するために平成 20 年度の第二次補正の中に盛り込まれたものであります。国からの交付金により県で基金を造成し、その基金から県内各市町村が実施する地域の実情に即した雇用機会創出事業に対し、交付されるものであります。

使用目的についてであります。今申し上げました内容のとおり雇用に限定されております。

次に、この雇用期間につきましてはそれぞれありますが、以後につきましては引き続きというものは地域雇用の場合はありません。

それから雇用目的につきましては、あくまでやはり緊急雇用ということですので国の中でも話が出ておりますつなぎというのが、いわゆるつなぎということなので、長期間にわたることはないということであります。

それから③の今回の補正の中の再就職に向けての支援対策ということにつきましては、予算書の 10 ページに記載しておりますが、早期就職支援として離職者を対象にした緊急雇用対策等パソコン講習業務委託料で 84 万円を計上しております。これにつきましては平成 20 年にも一度実施しております。パソコン講習のみならず再就職支援として履歴書の書き方や面接講習等も含め実施したいと考えております。予定では 5 月 25 日から 25 日間、7 月 2 日から同じく 25 日間、1 回につき 15 人ずつの計 2 回を計画しております。

ただ、これに限らず今後とも再就職支援は必要と考えておまして、昨日、西目のシーガルにおいて開催されました由利本荘地域緊急就職面接会というのがありました。新聞等でも報道されておりますが 287 人が会場に訪れて、新聞の写真では空きがあるようでしたけれども、受け付けの段階ではシーガルの会場に入りきれないほどの人がありまして、1 時半からの説明では 12 時には既に満杯という状況でありました。これにつきましては、午前中にその就職面接だけでなく生活支援、国民健康保険、年金などの各種相談コーナーも設けられております。

あと、これとあわせて時期を考慮しまして、にかほ市内でもこういう合同就職説明会をできないかということを含め、今後、ハローワーク本荘、それから県などと協議しながら時期的なものを含めまして連携しながら支援策を講じていく必要があると考えております。

●議長（竹内睦夫君） 15 番榊原均議員。

●15 番（榊原均君） この緊急雇用関係の予算ですけれども、臨時、それから 21 年度の当初予算、それから今回のまた補正ということで相当な額が計上されておるわけですけれども、これ 21 年度はですね、大体この辺で出尽くした感があるのかどうか、その辺のところをまず 1 点お伺いしたいと思います。

それから緊急雇用されている方々ですね、現場で今働いているわけですけれども、これがまた議決されますとまた執行されていくわけですけれども、働いている方々ですね、生の声を聞いていると思うんですけれども、どういったその声が皆さんに届けられてというか聞かれているのか。それから今回この枠から外れている方々もですね、いろいろ御相談に来ていると思うんですけれども、そういう方々の声もどういった声があるのか、その辺もしお聞きになっておられましたらどなたでも結構ですけれどもお聞かせいただきたい、そう思います。

それからちょっと確認の意味でですね、歳入のこの 1 億五千三百何がしの県からの交付金なんで

すけれども、これどういう計算してこの1億五千何ぼになったかということをやっともしわかれ
ばですね、お聞きしたいなということでの質問をしておるところでございますので、その辺のとこ
ろをよろしくお願ひしたいと思います。

それから今日、昨年からですね、いろいろ緊急雇用対策等で予算を執行しているわけですが
も、今日までですね、派遣うんぬんから切られてですね、緊急雇用対策で働いている方々の中
で就職が決まった方、1人でもおられるのかどうか、その辺のところを把握しておられましたらお
尋ねしたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） それでは雇用の創出について出尽くしたかということでありますが、
これにつきましては緊急対策本部において各部からこの雇用の創出について取りまとめまして、こ
れを県の基金に申請しまして取り崩して使っていくということでもあります。

それから生の声ですが、雇用している方、例えば産業部では林務の関係で毎日整備をしてもらっ
ています。なかなか再就職についての生の声は聞く機会はありません。やっぱり外れた声というの
はなかなか私どもに届かないということでもあります。

それから1億5,000万円の件ですけれども、これにつきましては先ほど申し上げましたように緊
急対策本部の中で担当から取りまとめたものの積み上げということでもあります。

それから就職につきましては、ことし2月に採用してから林務関係では1名の方が就職が決まっ
たということで退職されました。私どもも雇用している段階ではやっぱりその方々がなかなかハロ
ーワークとか就職活動ができないという現実もあると思います。やはり休んで——私どもの方
ではできれば休んでですね、時々就職活動をしていただいて、早く就職していただければありがたい
なというふうには考えておりますけれども、生活のこともありますし、雇用されるとやはり休まな
いで一生懸命働きたいという方の声が大きくなっております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 私から1点だけ補足説明します。

今回の県からの補助金1億5,326万1,000円の積算根拠でございますけれども、資料1の事業メ
ニュー25ありますけれども、この中の県基金事業という括弧書きで記載されております。この事業
について先ほど産業部長がお話ししたとおり、一つ一つについて県のほうと協議を重ねて認められ
た事業でございます。その合計額が1億5,326万1,000円となることでもあります。

なお、その基金事業の中で一部、市単独で盛り込んだものもありますので合計額は一致しないか
もしれませんが、考え方としてはそういうことでございます。

●議長（竹内睦夫君） 次に、12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） ほとんど説明し尽くされておりますので、ちょっと残った分、その後の雇
用状況、見通し、この点についてだけ質問します。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 8ページについての御質問ですが、有効求人倍率の推移を申し上げたい
と思います。昨年12月末現在でハローワーク本荘管内では0.34でありました。県全体では0.38

となっております。ことし1月末で0.27、県の有効求人倍率は0.35であります。そして最近の数値としては2月末現在となりますが、0.24で、県全体では0.32と非常に厳しい状況となっております。

また、2月の末で新規求職者は管内で993人、そのうち事業主都合により離職している方が470人と、前年同期と比べまして416.5%増となっております。

そのほか3月末現在、管内求職登録者のうち、にかほ在住者につきましては825人となっております。

●議長（竹内睦夫君） 次に、16番竹内賢議員。

●16番（竹内賢君） 今回の事業は緊急雇用、いわゆる雇用促進対策、いわゆる緊急性に基づいてこういうふうにして、総務部長の話ですとトータルでいくと200人というふうにして言われてました。現在も取り組んで、また新しく取り組むという形になるわけですがけれども、当然、各部局、あるいは課ではこういう仕事が今緊急性が求められていると、緊急に、いわゆる雇用が優先されるわけですがけれども何ていうか、この事業もこの事業もやりたいと、こういう仕事もやりたいと、ですがけれども予算の関係でこういうふうにしてということをやっているんですが———と思うんですが、この事業をいわゆる計画する、取り組むに当たって、今まで例えば経常的にですね、必要な事業を上乗せしてやるものもあるわけですよ。したがって、そういうことを計画を立てる段階でどういう基準でこの事業を———それぞれの事業を興したのか。全部が全部でなくても伺いたいと思います。その中でですね、例えば図書司書助手の確保事業の重要性、こういうものについては当然経常的に必要だというふうに見ているはずなんです。したがって、そういうことが今回、前回も院内小学校と、今回は仁賀保中学校と金浦中学校ということで配置をされていないところに配置をして、そして図書整備をしてもらおうというふうになっているようですし、あるいは公園の清掃、あるいは管理についても、これは当初予算でもきちんと予算を組んでいるわけですがけれども、それ以上ということをどういうふうに見方をしてやったのかですね、伺いたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 今回の緊急雇用については、緊急な業務でなく緊急雇用のほうを優先して考えております。これまでなかなか取り組みができなかったものについて、今回、緊急雇用の中で取り組みましようというのが第一の考え方です。先ほど榊原議員にもお答えしましたけれども、そういう事業メニューについて一つ一つ県のほうと協議を重ねながら採択を受けたものでございます。

なお、経常的な事業の中にはありますけれども、その部分については今後この事業が終結した段階で、来年度以降、その事業展開については再度一つ一つ今後の事業量等を精査しながら今後予算措置していくということで、今回はあくまでも緊急雇用の中にかかほ市で今どのぐらいの事業がやられるか、あるいは業務として必要なものがあるかという中からの考え方ですので御理解を願いたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

●16番（竹内賢君） 具体的に②として公園管理費の臨時雇用賃金216万3,000円計上されて、そ

の内容についてというふうに言っていますが、出しています。したがって、具体的にですね、こういうところですよと、そういう選定をした公園管理の内容について伺いたいと思います。

これは新聞記事を出して悪いんですが、その前にもいわゆる羽越観光圏ということで私たちも研修会にも行ってますけれども、その中でいわゆるにかほ市と、それから新潟と山形と連携をしながら観光圏をつくっていくということで採択されているわけですよ。そういうことに基づいて今回のこの臨時雇用というか緊急雇用というか、そういうことで、あそこは今回はやっぱりきちんとしなければならないという場所が検討されたのかですね。具体的に申し上げますと、蛸満寺について線路の——線路から山門まで、ここについては私も何回か見に行っているわけですが、何ていうか、清掃というか、あるいは池の中のハスの整理とか、そういうものについて見られておったのかどうかですね。そして、そういうことも対象にした今の臨時雇用に入っているのか伺いたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 御質問につきましては、臨時雇用賃金 216 万 3,000 円の内容についてであります。

月 20 日の 2 人ということで 6 ヶ月分を計上しております。主な作業内容は草刈りであります。これまでなかなか整備できなかった点、箇所では仁賀保高原、これはスキー場も含んでおります。それから奈曾川河川公園、栗山池公園等がありますが、全般的にはやはりこれだけに集中しないで、これまでもう少し整備をしたいなと思っていたところにつきまして整備をしていきたいというふうに考えております。

観光圏につきましてはそういうこともありますので、私どもももう一度現場に入るときは、そのあたりも含めましてその整備をしていきたいと。さらに美観度にも努めてまいりたいというふうに考えております。

●議長（竹内睦夫君） 次に、4 番池田好隆議員。

●4 番（池田好隆君） 大分質問も出尽くしたような感じですが、通告しておりますので 2 点お伺いいたします。

第 1 点の緊急雇用の関係でございますが、今回の予算提案は市が直接雇用できる範囲といたしますか、そういうふうなことでその関連の予算等提案されているわけですが、例えばこの臨時雇用の関係で民間企業でできるような部門、あるいはシルバー人材センター、そういった点で緊急雇用できる面もあるかと思うんですが、その辺の検討といたしますか、その場合は事業委託というふうな形になると思うんですが、そういった雇用創出ということについては今回は検討しなかったのかどうかということをお伺いします。

それから二つ目ですが、ふるさと雇用再生臨時対策基金、今回 261 万円計上されておりますけれども、この緊急雇用の関係は緊急避難といたしますか、そういうふうなことでこれはこれで結構だわけてですが、長期的に見た場合、非常に重要になってくるのはふるさと雇用再生臨時対策と、こちらだと思います。これもいろいろ検討されていると思います。内容を見ますと、地域の創意工夫による雇用取り組みに対する支援だと、こういうふうになっておりますが、現在この検討過程といたしま

すか、現在どういうふうな状況で、これまた今後金額、これも上乘せになってくると思うんですけども、現在の検討過程といいますか、どういうふうな段階に入っているのかなというふうなことをお伺いいたします。これ、さきの一般質問でもちょっと質問したような感じするんですが、自治体によってはこれの取り組みもかなり急ピッチで進めてるよというふうなことなんかもあったのでお伺いしたことあるんですが、現在の進行状況みたいなものをお伺いしたいなと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 御質問は、秋田県のふるさと雇用再生臨時対策基金事業の活用についてだと思います。

御質問の民間企業やシルバー人材センターに委託してのということですが、先ほど御説明しましたように2種類の基金がございます。緊急につきましては直接雇用でもありますし、このふるさと雇用再生につきましては委託事業になっております。その関係で2種類に分けて雇用の創出を検討するというので、これにつきましては緊急雇用企業対策支援本部会議においてこれまで検討してまいりました。この雇用再生臨時対策基金につきましては、現段階でのこの事業の交付決定を受けているのは1件であります。ほかについては、現在この事業の追加採択に向けて関係部局からの事業計画提案を受けておまして、今月末には県担当課に対し追加提出を行うこととしております。

先ほど申し上げましたが、この事業は市による委託事業であるため、受け入れ先の事前協議が必要となります。現在でも、まずこれにつきましては協議しているわけですが、それまでのいわゆる受け入れ先との協議がある程度時間を要しているということがありまして、これは随時決まり次第に県のほうにヒアリングを受けにまいりたいと考えております。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） 先ほど産業部長より、にかほ市においてはふるさと基金事業については1件というお話がありました。1件のその事業について説明したいと思います。

白瀬南極探検隊100周年記念実行委員会、このものを事業推進するのにこの基金を使いまして、県から採択を受けて予算配当を受けたわけですが、この委員会の状況をお話ししたいと思います。

御存じだと思いますけれども、白瀬南極探検隊が1910年、明治44年に東京芝浦港を出港し、来年100周年を迎えます。にかほ市の出身の世界が認める偉人白瀬中尉を隊長とする探検隊が人跡未踏の南極に臨んだ壮挙をたたえ、その功績を秋田県民総参加の運動として県内はもとより国内外に伝えることで元気な秋田を創ることを期して、県と市が一体となって3月18日、プロジェクト実行委員会を立ち上げております。この委員会では、白瀬の顕彰会、南極OB秋田県支部、ニュージーランド協会、NPO法人エヌポック、秋田大学、秋田県商工会議所、秋田県商工会連合会、秋田県観光連盟、秋田魁新報、NHK秋田、秋田放送、秋田テレビ、秋田朝日放送、にかほ市商工会が参加していただいております。22、23年度にさまざまな記念事業を行うため、実行委員会事務局を記念館内に設置し、県、市職員とふるさと再生臨時対策基金事業を活用し雇用したスタッフとともに記念プロジェクトを推進することとしております。

先ほど総務部長、産業部長からも説明ありましたとおり 261 万円の補助金を 7 ページの予算の歳入の中に記載しております。これの経緯は、また同じことの説明になりますけれども、市の当初予算編成時には国の予算が確定しておりませんでした。そのために一般財源として計上しておりました。国の二次補正が成立しましたので、財源を振り替えて補助金を計上したものであります。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 会議の途中ですが、間もなく 12 時を迎えますけれどもこのまま会議を続行したいと思いますけれども、よろしいですね。

次に、4 番池田好隆議員。

●4 番（池田好隆君） 産業部長から説明ありましたが、もう 1 点だけお伺いします。

このふるさと雇用再生の関係ですが、対策本部があるわけですが、これからどんな形で進んでいくんですか。それから進んでいった関係の例えば財源みたいなもの、それはこれからどういう形で進んでいくんですか。その辺ちょっとお伺いします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） どのようにということではありますが、ふるさと雇用の再生特別基金事業といいますのは地域の実情に応じた新たな事業を創設するという事で、地域の求職者を雇い入れることにより継続的な雇用機会を創出するという事で 3 年間続きます。それで現在、商工課のほうでは企業支援の対策本部もありますので、8 月末で会社が閉鎖になると言われております企業の雇用を創出するためにこの基金を使えないものかということで、現在、商工課におります企業活性化アドバイザーを含む各関係機関に協議を諮っております。3 年間のこの雇用ができれば今後の雇用創出を図る意味で継続的に 3 年過ぎてもできるようになれば幸いであるというふうに考えておりますので、基金が先ほど申しましたようにふるさと雇用再生につきましては 68 億 5,000 万円、県全体ではこのようになっておりますので、できるだけ私どもも頑張っこの基金を原資にしまして雇用の再生を図りたいなということで現在進んでいるところであります。

●議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） なしと認め、これで議案第 52 号の質疑を終わります。

次に、議案第 53 号平成 21 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 1 号）についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 53 号の質疑を終わります。

先ほど議案第 48 号の事件で税務課長の方から答弁留保の部分がございましたので、つけ加えて発言を許します。税務課長。

●税務課長（齋藤利秀君） 先ほどの村上議員の税務課資料、個人住民税関係の優良住宅地の用語の意味ですけれども御説明いたします。

平成 14 年 12 月 31 日以前に取得した土地で、国等に対する譲渡、宅地等の供給または先行取得業務のための譲渡、それから収用交換等による譲渡、第一種市街地再開発事業のための譲渡、防災街

区整備事業のための譲渡などでありまして、これらの土地をその取得した事業者が事業により造成される宅地であります。以上です。

●議長（竹内睦夫君） これで質疑を終わります。各議案に対する質疑は終わりました。

これから議案第 48 号から議案第 53 号までの討論、採決を行います。

初めに、議案第 48 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 1 号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 48 号の討論を終わります。

これから議案第 48 号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 48 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 1 号）は承認することに決定しました。

次に、議案第 49 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 2 号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 49 号の討論を終わります。

これから議案第 49 号を採決します。この採決も起立によって行います。本件は承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 49 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 2 号）は承認することに決定しました。

次に、議案第 50 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 3 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 50 号の討論を終わります。

これから議案第 50 号を採決します。この採決も起立によって行います。本件は承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 50 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 3 号）は承認することに決定しました。

次に、議案第 51 号平成 20 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 3 号）の専決処分の報告及び

その承認について（専決第4号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第51号の討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。この採決も起立によって行います。本件は承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第51号平成20年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）は承認することに決定しました。

次に、議案第52号平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第52号の討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第52号平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号平成21年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第53号の討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第53号平成21年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第11、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付しております議員派遣の件のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しておりますとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第12、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思

ますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これにて本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成21年第3回にかほ市議会臨時会を閉会します。

午後12時10分 閉 会
